

公 告 第 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（ 年装備庁公示第 号）
を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和 年 月 日 時 分
- 3 入 札 場 所 防衛装備庁調達事業部 調達官（室）
ただし、紙入札方式を併用する場合は、防衛装備庁第
入札室（D棟 F）にて行う。
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であ
ること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であ
つて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条
中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であ
ること。
(3) 次のいずれかに該当する者であること。
① 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）
「 」の 等級に格付けされ 地域の競争参加資
格を有する者であること。なお、防衛省所管契約事務取
扱細則第 18 条第 4 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに
該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに選
定されていること及び本公告の調達物品に係る技術分野
を有しており本公告の調達物件を「 」できる旨を入
札日前日までに書面等にて申し出ること。
② 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）
「 」の 等級に格付けされ 地域の競争参加資
格を有する者であつて、本公告の調達物品と同等以上の
仕様の物件を製造した実績を証明できる者、又は支出負
担行為担当官が定める技術力評価の数値を加算した場合
に 等級に相当する数値となる者であること。なお、防
衛省所管契約事務取扱細則第 18 条第 4 項第 3 号から第

5号までのいずれかに該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに選定されていることを入札日前日までに書面等にて申し出ること。

(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の※1パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の※2に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金……見積もる契約金額の $\frac{5}{100}$ 以上の金額の銀行小切手を通常とする。

契約保証金……契約金額の $\frac{10}{100}$ 以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。

7 保証金の処分 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。

8 保証金納付の免除 6の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。

9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

10 契約書作成の必要の有無 有 無

11 適用する契約条項

12 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要

- (1) 説明会 有 (令和 年 月 日 時等) 無
(2) 見本提出 有 無
(3) 内訳明細書提出 有 無

13 その他

(1) 電子入札・開札システムの利用

本件は、防衛装備庁電子入札・開札システムを利用する案件である。電子入札・開札システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和 年 月 日() 時 分から令和 年 月 日() 時 分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。また、電子入札・開札システムにより難しい者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和 年 月 日() 時 分までに防衛装備庁調達事業部 調達官(室)付契約担当に「紙入札方式参加届」を提出すること。

(2) 端数処理 入札書に記載された金額の※3に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

(3) 下請負 現に指名停止を受けている者の下請負(下請負の届出によるものを除く。)については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(4) その他 本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については調達官(室) 班(問い合わせ先:03(3268)3111内線)に照会のこと。

備考 不要の字句を抹消すること。

注:※1印には適切な消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を百分比で表した数値を記入すること。

※2印には $\frac{100}{100 + (\text{※1の数値})}$ と記入すること。

※3印には $\frac{100 + (\text{※1の数値})}{100}$ と記入すること。